

白糠町  
耐震改修促進計画

令和7年3月

白 糠 町



## 目 次

|   |                                   |    |
|---|-----------------------------------|----|
| 1 | 計画の概要                             | 1  |
|   | (1) 計画策定の背景や目的                    | 1  |
|   | (2) 計画の位置づけ                       | 2  |
|   | (3) 計画の期間                         | 2  |
|   | (4) 計画の対象                         | 3  |
| 2 | 白糠町において想定される地震の規模及び被害の想定          | 4  |
|   | (1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震について          | 4  |
| 3 | 住宅・建築物の耐震化の現状                     | 6  |
|   | (1) 住宅                            | 6  |
|   | (2) 特定既存耐震不適格建築物                  | 11 |
|   | (3) 地震時に通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物 | 12 |
|   | (4) 避難施設                          | 13 |
|   | (5) 避難路沿道の一定規模以上のブロック塀            | 14 |
| 4 | 耐震化の実施に関する目標                      | 15 |
|   | (1) 耐震化の目標設定                      | 15 |
|   | (2) 取り組み方針                        | 16 |
| 5 | 耐震化の促進を図るための施策                    | 20 |
|   | (1) 情報発信・相談体制・意識啓発                | 20 |
|   | (2) 相談体制・支援制度                     | 20 |
|   | (3) 総合的な施策の推進                     | 21 |
|   | 参考資料                              | 22 |

# 1 計画の概要

## (1) 計画策定の背景や目的

### ①背景

国は、甚大な被害をもたらした阪神・淡路大震災を教訓に、住宅・建築物の倒壊等の被害から人命を守るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成 7 年法律第 123 号 以下「耐震改修促進法」という。）を平成 7 年 10 月に制定し、その後、平成 18 年に耐震改修促進法が改正され、耐震改修の促進に関する都道府県計画の策定が義務付けられたことから、北海道においては、平成 18 年 12 月に「北海道耐震改修促進計画」が策定されました。

白糠町においても、平成 21 年 3 月に「白糠町耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震性の向上に努めてきました。

しかし、平成 23 年 3 月に発生した発生した東日本大震災では、予想をはるかに超える巨大な地震と津波により、建物に甚大な被害をもたらす多くの人命が奪われ、住宅・建築物を取り巻く情勢が大きく変化しました。このような中、国においては、平成 25 年 11 月に耐震改修促進法を再度改正し、不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震診断を義務付けるなど、地震に対する安全性の向上をより一層進めることとしました。

その後、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 26 日 令和 3 年 12 月 21 日 最終改正）」が改正され、北海道では、平成 28 年 5 月に「北海道耐震改修促進計画」の見直しが行われました。

さらにその後、北海道においては、令和 3 年 4 月に「北海道耐震改修促進計画」の見直しが行われたところであり、このような動向を踏まえ、白糠町においても、国及び北海道の方針と整合性を図りながら、「白糠町耐震改修促進計画」の見直しを行うこととしました。

### ②目的

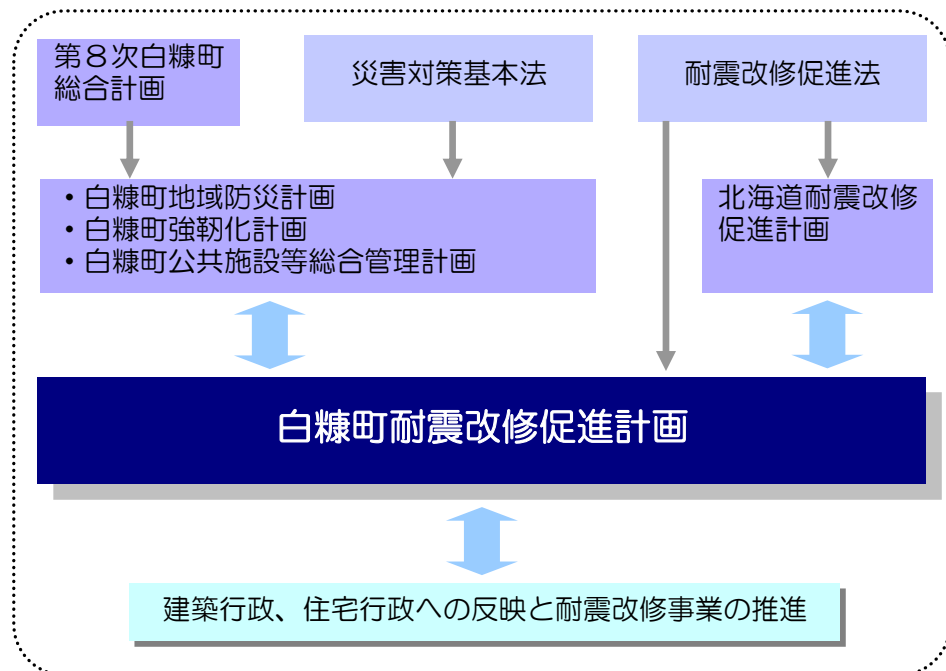
「白糠町耐震改修促進計画」は、耐震改修促進法の改正及び「北海道耐震改修促進計画（令和 3 年 4 月）」等を踏まえ、白糠町内の住宅及び建築物の耐震化を促進するため、昭和 56 年以前に建設された建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に推進し、地震災害から白糠町民の生命及び財産を守ることを目的とします。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法第6条に基づき策定する計画です。

本計画は、北海道の耐震改修の基本方針を定めた「北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）」や、「第8次白糠町総合計画」及び「白糠町地域防災計画」等との整合を図り、白糠町の住宅、建築物の耐震化を計画的に進めるものです。

図 「白糠町耐震改修促進計画」の位置づけ



## (3) 計画の期間

本計画の計画期間は10年間（令和7年度から令和16年度）としますが、次回の見直し時期等については、「北海道耐震改修促進計画」の次期改定等を踏まえた中で検討します。

また、上記によらず、白糠町を取り巻く社会・経済情勢や関連計画の見直しなどに対応し、必要に応じて本計画を見直すものとします。

## (4) 計画の対象

本計画は白糠町全体を対象とし、主として建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）において新耐震基準が導入される前の、昭和 56 年 5 月 31 日以前の基準で建てられた建築物を対象とします。（国・北海道が所有する施設は含まず）

中でも本計画では、地震災害時における必要性や緊急性を踏まえ、住宅及び以下に示す分類の耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物を、優先的に耐震化を図る必要のある建築物とし、耐震化に努めます。

【耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物】 次のうち、既存耐震不適格建築物であるもの

- ・ 1 号：病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物のうち、一定規模以上のもの
- ・ 2 号：一定量以上の危険物を取り扱う建築物
- ・ 3 号：都道府県又は市町村の耐震改修促進計画において指定された地震時に通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物

表 耐震改修促進法第 14 条に規定する建築物

| 区分 | 用 途                                             | 規模ほか要件                                                           |
|----|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 1号 | 学校                                              | 階数2以上かつ1,000㎡以上（屋内運動場の面積を含む。）                                    |
|    | 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校               |                                                                  |
|    | 上記以外の学校                                         | 階数3以上かつ1,000㎡以上                                                  |
|    | 体育館（一般公共の用に供されるもの）                              | 階数1以上かつ1,000㎡以上                                                  |
|    | ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設                  | 階数3以上かつ1,000㎡以上                                                  |
|    | 病院、診療所                                          |                                                                  |
|    | 劇場、観覧場、映画館、演芸場                                  |                                                                  |
|    | 集会場、公会堂                                         |                                                                  |
|    | 展示場                                             |                                                                  |
|    | 卸売市場                                            |                                                                  |
|    | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗                         |                                                                  |
|    | ホテル、旅館                                          |                                                                  |
|    | 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿                           |                                                                  |
|    | 事務所                                             |                                                                  |
|    | 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの                | 階数2以上かつ1,000㎡以上                                                  |
|    | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの         |                                                                  |
|    | 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所                             |                                                                  |
|    | 博物館、美術館、図書館                                     | 階数3以上かつ1,000㎡以上                                                  |
|    | 遊技場                                             |                                                                  |
|    | 公衆浴場                                            |                                                                  |
|    | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの         |                                                                  |
|    | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗              |                                                                  |
|    | 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）                  |                                                                  |
|    | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの |                                                                  |
|    | 自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設                   |                                                                  |
|    | 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物                      |                                                                  |
| 2号 | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物                          | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物                                   |
| 3号 | 避難路沿道建築物                                        | 耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超） |

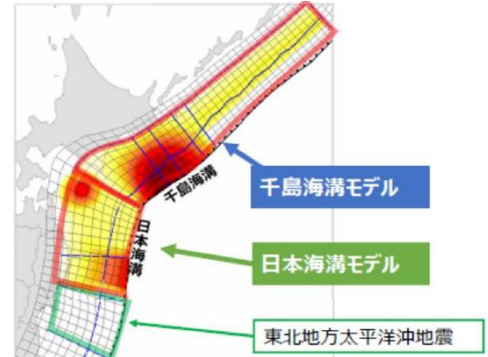
## 2 白糠町において想定される地震の規模及び被害の想定

### (1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震について

令和3年12月21日、国において、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震に関する広域的な防災対策を検討するためのマクロ的な被害想定が公表されました。

これを受け北海道では、個別の地域ごとの実態を踏まえたより詳細な検討を行い、令和4年7月28日に市町村ごとの被害想定を公表を行っています。

図 対象地震の位置など

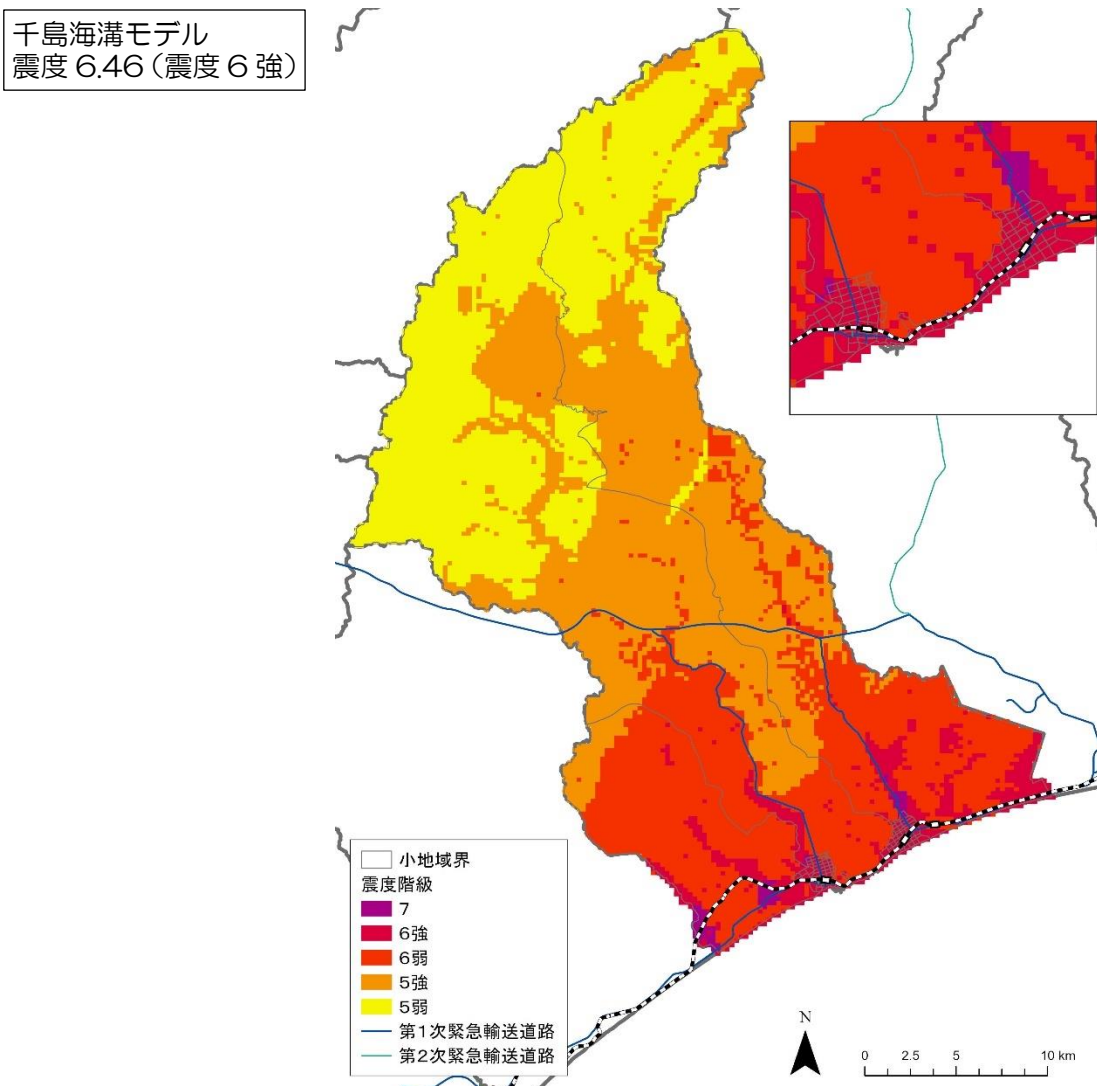


資料：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について(北海道 令和4年7月28日)

#### ①日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の震度分布と被害

北総研提供データを基に作成した250mメッシュ震度分布図は、以下のとおりです。

図 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」 250mメッシュの想定震度分布



また、これらのうち、被害想定については、北海道にて以下のようにまとめられています。

表 「千島海溝モデル」における被害想定（抜粋）

| 区分   |        |             | 項目   | 被害想定   |        |        |
|------|--------|-------------|------|--------|--------|--------|
|      |        |             |      | 夏・昼    | 冬・夕    | 冬・深夜   |
| 建物被害 | 揺れ     |             | 全壊棟数 | 170棟   | 320棟   | 320棟   |
|      | 液状化    |             | 全壊棟数 | 190棟   | 190棟   | 190棟   |
|      | 津波     |             | 全壊棟数 | 3,800棟 | 3,700棟 | 3,700棟 |
|      | 急傾斜地崩壊 |             | 全壊棟数 | －      | －      | －      |
| 人的被害 | 建物倒壊   |             | 死者数  | －      | 10人    | 10人    |
|      | 津波     | 早期避難率高+呼びかけ | 死者数  | 1,900人 | 3,600人 | 4,100人 |
|      |        | 早期避難率低      | 死者数  | 3,400人 | 4,600人 | 5,000人 |
|      | 急傾斜地崩壊 |             | 死者数  | －      | －      | －      |

資料：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について（北海道 令和5年1月6日）

### 3 住宅・建築物の耐震化の現状

#### (1) 住宅

##### ①民間住宅

白糠町固定資産台帳を基にした統計資料（令和 5 年 7 月）より、白糠町の民間住宅の耐震化の現状を取りまとめると下表のようになります。

昭和 56 年以前に建築された住宅についても、一定の割合で耐震性を有するものがあると想定すると、白糠町では民間住宅総数 4,356 戸に対し、耐震性を有する住宅の合計は 3,262 戸、耐震化率の合計は 74.9%（3,262／4,356＝74.9%）と推定されます。

表 民間住宅における耐震化の現状

| 区分   | 戸数<br>(戸)<br>A | 昭和56年以前の建設 |           |                   | 昭和57年<br>以降の建設<br>E | 耐震性有<br>F=C+E | 耐震化率<br>G=F/A | 備考 |
|------|----------------|------------|-----------|-------------------|---------------------|---------------|---------------|----|
|      |                | B=C+D      | 耐震性有<br>C | 耐震性無・<br>未確認<br>D |                     |               |               |    |
| 戸建住宅 | 3,699          | 1,921      | 922       | 999               | 1,778               | 2,700         | 73.0%         |    |
| 共同住宅 | 657            | 264        | 169       | 95                | 393                 | 562           | 85.5%         |    |
| 合計   | 4,356          | 2,185      | 1,091     | 1,094             | 2,171               | 3,262         | 74.9%         |    |

※昭和 56 年以前の耐震化割合：北海道耐震改修促進計画（R3.4）より設定（戸建て：48%、共同：64%）

資料：固定資産台帳を基にした統計資料（令和 5 年 7 月）

## ②町有住宅

「白糠町公営住宅等長寿命化計画（令和２年度）」および町有施設の管理状況（令和５年７月）などより、白糠町が管理する住宅の耐震化の現状を取りまとめると下表のようになります。

白糠町が管理する公営住宅等においては、簡易診断より全戸の耐震性が確認されています。また、その他の町有住宅においても、耐震化率が100.0%と推定されます。

よって、町有住宅では全戸耐震性を有すると推定されます。

表 町有住宅における耐震化の現状（合計）

| 区分       | 戸数<br>(戸) | 昭和56年以前の建設 |           |                   | 昭和57年<br>以降の建設 | 耐震性有  | 耐震化率   | 備考                                 |
|----------|-----------|------------|-----------|-------------------|----------------|-------|--------|------------------------------------|
|          | A         | B=C+D      | 耐震性有<br>C | 耐震性無・<br>未確認<br>D | E              | F=C+E | G=F/A  |                                    |
| 公営住宅等    | 442       | 199        | 199       | 0                 | 243            | 442   | 100.0% |                                    |
| その他の町有住宅 | 51        | 1          | 1         | 0                 | 50             | 51    | 100.0% | 職員住宅、教員住宅など<br>S56以前の耐震化率は48%として計上 |
| 合計       | 493       | 200        | 200       | 0                 | 293            | 493   | 100.0% |                                    |

資料：白糠町公営住宅等長寿命化計画（令和３年３月） 白糠町調べ

表 公営住宅等における耐震化の現状

単位:戸

| 区分   |      | 名称など      | 建設年度       | 構造        | 戸数<br>(戸) | 昭和56年以前の建設 |              |       | 昭和57年以<br>降の建設 | 耐震性有  | 耐震化率   | 備考 |
|------|------|-----------|------------|-----------|-----------|------------|--------------|-------|----------------|-------|--------|----|
|      |      |           |            |           |           | 耐震性有       | 耐震性無・<br>未確認 |       | E              | F=C+E | G=F/A  |    |
|      |      |           |            |           |           |            | B=C+D        | C     |                |       |        |    |
|      |      | A         | B=C+D      | C         | D         | E          | F=C+E        | G=F/A |                |       |        |    |
| 公 営  | 公 営  | 共栄(KW-1)  | H15        | 木造        | 2         | -          | -            | -     | 2              | 2     | -      |    |
|      |      | 共栄(KW-2)  | H15        | 木造        | 2         | -          | -            | -     | 2              | 2     | -      |    |
|      |      | 共栄(KW-3)  | H15        | 木造        |           |            |              |       |                |       | -      |    |
|      |      | 共栄(KR-1)  | H14        | 鉄筋コンクリート  | 8         | -          | -            | -     | 8              | 8     | -      |    |
|      |      | 共栄(KR-2)  | H15        | 鉄筋コンクリート  | 8         | -          | -            | -     | 8              | 8     | -      |    |
|      |      | 橋北        | S62        | 鉄筋コンクリート  | 18        | -          | -            | -     | 18             | 18    | -      |    |
|      |      | 橋北        | S62        | 鉄筋コンクリート  | 12        | -          | -            | -     | 12             | 12    | -      |    |
|      |      | 信和1       | S60        | 木造        | 2         | -          | -            | -     | 2              | 2     | -      |    |
|      |      | 信和2       | S60        | 木造        | 2         | -          | -            | -     | 2              | 2     | -      |    |
|      |      | 信和3       | S61        | 木造        | 2         | -          | -            | -     | 2              | 2     | -      |    |
|      |      | 信和3F-7    | S63        | 鉄筋コンクリート  | 12        | -          | -            | -     | 12             | 12    | -      |    |
|      |      | 信和3F-8    | H2         | 鉄筋コンクリート  | 12        | -          | -            | -     | 12             | 12    | -      |    |
|      |      | 信和4       | S61        | 木造        | 2         | -          | -            | -     | 2              | 2     | -      |    |
|      |      | 信和5       | S62        | 木造        | 2         | -          | -            | -     | 2              | 2     | -      |    |
|      |      | 信和6       | S62        | 木造        | 2         | -          | -            | -     | 2              | 2     | -      |    |
|      |      | 信和3F-9    | H3         | 鉄筋コンクリート  | 12        | -          | -            | -     | 12             | 12    | -      |    |
|      |      | 新朝日23     | S60        | セラミックブロック | 2         | -          | -            | -     | 2              | 2     | -      |    |
|      |      | 新朝日21     | S59        | セラミックブロック | 2         | -          | -            | -     | 2              | 2     | -      |    |
|      |      | 新朝日22     | S59        | セラミックブロック | 2         | -          | -            | -     | 2              | 2     | -      |    |
|      |      | 朝日(AW-1)  | H13        | 木造        | 4         | -          | -            | -     | 4              | 4     | -      |    |
|      |      | 朝日(AW-2)  | H13        | 木造        | 4         | -          | -            | -     | 4              | 4     | -      |    |
|      |      | 朝日(AW-3)  | H13        | 木造        | 4         | -          | -            | -     | 4              | 4     | -      |    |
|      |      | 朝日(AW-4)  | H14        | 木造        | 4         | -          | -            | -     | 4              | 4     | -      |    |
|      |      | 朝日(AW-5)  | H14        | 木造        | 2         | -          | -            | -     | 2              | 2     | -      |    |
|      |      | 朝日(AW-6)  | H14        | 木造        | 2         | -          | -            | -     | 2              | 2     | -      |    |
|      |      | 朝日(AR-1)  | H16        | 鉄筋コンクリート  | 12        | -          | -            | -     | 12             | 12    | -      |    |
|      |      | 朝日(AW-10) | H20        | 木造        |           |            |              |       |                |       | -      |    |
|      |      | 朝日(AW-11) | H20        | 木造        |           |            |              |       |                |       | -      |    |
|      |      | 朝日(AW-7)  | H18        | 木造        |           |            |              |       |                |       | -      |    |
|      |      | 朝日(AW-8)  | H18        | 木造        |           |            |              |       |                |       | -      |    |
|      |      | 朝日(AW-9)  | H18        | 木造        |           |            |              |       |                |       | -      |    |
|      |      | 朝日(AR-2)  | H17        | 鉄筋コンクリート  | 8         | -          | -            | -     | 8              | 8     | -      |    |
|      |      | 日の出       | H11        | 木造        | 2         | -          | -            | -     | 2              | 2     | -      |    |
|      |      | 日の出       | H11        | 木造        | 2         | -          | -            | -     | 2              | 2     | -      |    |
|      |      | 日の出       | H11        | 木造        | 2         | -          | -            | -     | 2              | 2     | -      |    |
|      |      | 日の出       | S46        | ドリゾール造    | 4         | 4          | 4            | -     | -              | 4     | -      |    |
|      |      | 日の出       | S46        | ドリゾール造    | 4         | 4          | 4            | -     | -              | 4     | -      |    |
|      |      | 日の出       | S47        | ドリゾール造    | 4         | 4          | 4            | -     | -              | 4     | -      |    |
|      |      | 日の出       | S47        | ドリゾール造    | 4         | 4          | 4            | -     | -              | 4     | -      |    |
|      |      | 日の出       | S47        | ドリゾール造    | 4         | 4          | 4            | -     | -              | 4     | -      |    |
|      |      | 日の出       | S48        | ドリゾール造    | 4         | 4          | 4            | -     | -              | 4     | -      |    |
|      |      | 日の出       | S49        | ドリゾール造    | 4         | 4          | 4            | -     | -              | 4     | -      |    |
|      |      | 日の出       | S50        | ドリゾール造    | 4         | 4          | 4            | -     | -              | 4     | -      |    |
|      |      | 日の出       | S51        | ドリゾール造    | 4         | 4          | 4            | -     | -              | 4     | -      |    |
| 日の出  | S52  | ドリゾール造    | 4          | 4         | 4         | -          | -            | 4     | -              |       |        |    |
| 日の出  | S52  | ドリゾール造    | 4          | 4         | 4         | -          | -            | 4     | -              |       |        |    |
| 日の出  | S53  | ドリゾール造    | 4          | 4         | 4         | -          | -            | 4     | -              |       |        |    |
| 日の出  | H5   | 鉄筋コンクリート  | 13         | -         | -         | -          | 13           | 13    | -              |       |        |    |
| 日の出  | H6   | 鉄筋コンクリート  | 13         | -         | -         | -          | 13           | 13    | -              |       |        |    |
| 日の出  | S46  | ドリゾール造    | 4          | 4         | 4         | -          | -            | 4     | -              |       |        |    |
| 日の出  | S46  | ドリゾール造    | 4          | 4         | 4         | -          | -            | 4     | -              |       |        |    |
| 日の出  | S47  | ドリゾール造    | 4          | 4         | 4         | -          | -            | 4     | -              |       |        |    |
| 日の出  | S53  | ドリゾール造    | 4          | 4         | 4         | -          | -            | 4     | -              |       |        |    |
| 日の出  | S54  | 鉄筋コンクリート  | 12         | 12        | 12        | -          | -            | 12    | -              |       |        |    |
| 日の出  | S55  | 鉄筋コンクリート  | 12         | 12        | 12        | -          | -            | 12    | -              |       |        |    |
| 日の出  | S56  | 鉄筋コンクリート  | 12         | 12        | 12        | -          | -            | 12    | -              |       |        |    |
| 日の出  | H8   | 鉄筋コンクリート  | 13         | -         | -         | -          | 13           | 13    | -              |       |        |    |
| 日の出  | H11  | 木造        | 2          | -         | -         | -          | 2            | 2     | -              |       |        |    |
| 日の出  | H12  | 木造        | 2          | -         | -         | -          | 2            | 2     | -              |       |        |    |
| 日の出  | H13  | 木造        | 2          | -         | -         | -          | 2            | 2     | -              |       |        |    |
| 日の出  | S6   | 鉄筋コンクリート  | 13         | 13        | 13        | -          | -            | 13    | -              |       |        |    |
| 日の出  | S4   | 鉄筋コンクリート  | 12         | 12        | 12        | -          | -            | 12    | -              |       |        |    |
| 改良住宅 | 小計   | -         | -          | 320       | 125       | 125        | 0            | 195   | 320            | -     |        |    |
|      | 橋北改良 | S57       | 鉄筋コンクリート   | 12        | -         | -          | -            | 12    | 12             | -     |        |    |
|      | 橋北改良 | S58       | 鉄筋コンクリート   | 12        | -         | -          | -            | 12    | 12             | -     |        |    |
|      | 橋北改良 | S59       | 鉄筋コンクリート   | 12        | -         | -          | -            | 12    | 12             | -     |        |    |
|      | 橋北改良 | S60       | 鉄筋コンクリート   | 12        | -         | -          | -            | 12    | 12             | -     |        |    |
|      | 橋北改良 | S49       | ドリゾール造     | 6         | 6         | 6          | -            | -     | 6              | -     |        |    |
|      | 橋北改良 | S52       | 鉄筋コンクリート   | 12        | 12        | 12         | -            | -     | 12             | -     |        |    |
|      | 橋北改良 | S52       | ドリゾール造     | 4         | 4         | 4          | -            | -     | 4              | -     |        |    |
|      | 橋北改良 | S49       | ドリゾール造     | 4         | 4         | 4          | -            | -     | 4              | -     |        |    |
|      | 橋北改良 | S49       | ドリゾール造     | 6         | 6         | 6          | -            | -     | 6              | -     |        |    |
|      | 橋北改良 | S49       | ドリゾール造     | 4         | 4         | 4          | -            | -     | 4              | -     |        |    |
|      | 橋北改良 | S49       | ドリゾール造     | 6         | 6         | 6          | -            | -     | 6              | -     |        |    |
|      | 橋北改良 | S50       | ドリゾール造     | 6         | 6         | 6          | -            | -     | 6              | -     |        |    |
|      | 橋北改良 | S50       | ドリゾール造     | 6         | 6         | 6          | -            | -     | 6              | -     |        |    |
| 橋北改良 | S51  | ドリゾール造    | 6          | 6         | 6         | -          | -            | 6     | -              |       |        |    |
| 橋北改良 | S51  | ドリゾール造    | 6          | 6         | 6         | -          | -            | 6     | -              |       |        |    |
| 福祉住宅 | 小計   | -         | -          | 114       | 66        | 66         | 0            | 48    | 114            | -     |        |    |
|      | 橋北   | S45       | コンクリートブロック | 4         | 4         | 4          | -            | -     | 4              | -     |        |    |
|      | 橋北   | S50       | コンクリートブロック | 4         | 4         | 4          | -            | -     | 4              | -     |        |    |
|      | 橋北   | S51       | コンクリートブロック | 4         | 4         | 4          | -            | -     | 4              | -     |        |    |
|      | 橋北   | S51       | コンクリートブロック | 4         | 4         | 4          | -            | -     | 4              | -     |        |    |
|      |      | 合計        |            |           | 442       | 199        | 199          | 0     | 243            | 442   | 100.0% |    |

表 その他の町有住宅における耐震化の現状

単位:戸

| 区分   | 戸数<br>(戸)<br>A | 昭和56年以前の建設 |           |                   | 昭和57年以降<br>の建設<br>E | 耐震性有<br>F=C+E | 耐震化率<br>G=F/A | 備考                      |
|------|----------------|------------|-----------|-------------------|---------------------|---------------|---------------|-------------------------|
|      |                | B=C+D      | 耐震性有<br>C | 耐震性無・<br>未確認<br>D |                     |               |               |                         |
| 職員住宅 | 8              | 0          | 0         | 0                 | 8                   | 8             | 100.0%        | S56以前の耐震化率<br>は48%として計上 |
| 教員住宅 | 41             | 1          | 1         | 0                 | 40                  | 41            | 99.9%         | (同上)                    |
| その他  | 2              | 0          | 0         | 0                 | 2                   | 2             | 100.0%        | (同上)                    |
| 合計   | 51             | 1          | 1         | 0                 | 50                  | 51            | 100.0%        |                         |

### ③町有住宅・民間住宅合計の耐震化率

民間と町有を合計した、白糠町における現在の住宅の耐震化率に関して、耐震性を有する住宅の合計は 3,755 戸、合計の耐震化率は 77.4% ( $3,755 / 4,849 = 77.4\%$ ) と推定されます。

表 住宅の耐震化の状況（民間住宅、町有住宅の合計）

単位：戸

| 区分   | 戸数<br>(戸)<br>A | 昭和56年以前の建設 |           |                   | 昭和57年<br>以降の建設<br>E | 耐震性有<br>F = C + E | 耐震化率<br>G = F / A | 備考 |
|------|----------------|------------|-----------|-------------------|---------------------|-------------------|-------------------|----|
|      |                | B = C + D  | 耐震性有<br>C | 耐震性無・<br>未確認<br>D |                     |                   |                   |    |
| 民間住宅 | 4,356          | 2,185      | 1,091     | 1,094             | 2,171               | 3,262             | 74.9%             |    |
| 町有住宅 | 493            | 200        | 200       | 0                 | 293                 | 493               | 100.0%            |    |
| 合計   | 4,849          | 2,385      | 1,291     | 1,094             | 2,464               | 3,755             | 77.4%             |    |

## (2) 特定既存耐震不適格建築物

白糠町内における、耐震改修促進法の第14条に該当する「特定既存耐震不適格建築物」は、次のようになっています。

### 【耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物】

次のうち、既存耐震不適格建築物であるもの

- ・1号：病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物のうち、一定規模以上のもの
- ・2号：一定量以上の危険物を取り扱う建築物
- ・3号：都道府県又は市町村の耐震改修促進計画において指定された地震時に通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物

### ①民間特定建築物

白糠町固定資産税課税台帳（令和5年7月時点）及び北海道による特定民間建築物調査結果から、白糠町の民間特定建築物は3棟です。

このうち昭和57年以降に建設された建築物が1棟、昭和56年以前に建設された建築物が2棟です。

| 建築物用途  | S56以前 | S57以降 | 合計   | 建設年次  | 構造     | 面積       |
|--------|-------|-------|------|-------|--------|----------|
| 事務所    | 1     | 0     | 1    | 昭和45年 | RC造    | 2,127.78 |
| ホテル、旅館 | 1     | 0     | 1    | 昭和53年 | S造・RC造 | 1,335.79 |
| ホテル、旅館 | 0     | 1     | 1    | 昭和57年 | S造     | 1,476.46 |
| 総計     | 2     | 1     | 3    |       |        |          |
| 構成比    | 67%   | 33%   | 100% |       |        |          |

### ②公共特定建築物

白糠町の公有財産台帳（令和5年7月現在）によれば、白糠町の公共特定は15棟です。

該当建物15棟のうち、昭和56年以前に建設された建築物は白糠町総合体育館1棟ですが、耐震診断及び耐震改修済みであり、全建物の耐震性が確保されています。

| NO | 所在        | 施設名称             | 構造     | 延面積      | 所管課        | 建設年度<br>(工事着手) | 新耐震以前  |
|----|-----------|------------------|--------|----------|------------|----------------|--------|
| 1  | マカヨ       | 茶路小中学校校舎         | RC造    | 2,134.45 | 教育委員会管理課   | H13            |        |
| 2  | 和天別       | 白糠町クリーンセンター      | S造     | 1,249.31 | 町民サービス課    | H6             |        |
| 3  | 東1条北7丁目   | 第2種町営住宅(日の出)HK-2 | RC造    | 1,157.64 | 建設課        | H5             |        |
| 4  | 東1条北7丁目   | 第2種町営住宅(日の出)HK-1 | RC造    | 1,157.64 | 建設課        | H4             |        |
| 5  | 東1条北7丁目   | 日の出改良住宅HK-4      | RC造    | 1,162.31 | 建設課        | H7             |        |
| 6  | 東1条北7丁目   | 日の出第2種改良住宅HK-3   | RC造    | 1,157.64 | 建設課        | H6             |        |
| 7  | 東2条北3丁目   | 白糠町総合体育館         | RC造、S造 | 3,467.90 | 教育委員会社会体育課 | S54            | 耐震改修済み |
| 8  | 西1条南1丁目   | 役場庁舎             | SRC造   | 5,634.27 | 総務課        | S58            |        |
| 9  | 西2条南3丁目   | 旧白糠小学校校舎         | S造     | 6,380.76 | 教育委員会管理課   | S59            |        |
| 10 | 西5条北1丁目   | 第2種町営住宅2K-5      | RC造    | 1,287.40 | 建設課        | S61            |        |
| 11 | 西5条北2丁目   | 白糠学園             | RC造    | 6,789.87 | 教育委員会管理課   | S61            |        |
| 12 | 西5条北2丁目   | 白糠こども園           | RC造    | 1,408.58 | 福祉課        | R4             |        |
| 13 | 西庶路学園通1丁目 | 庶路学園校舎           | RC造    | 6,381.00 | 教育委員会管理課   | H30            |        |
| 14 | 西庶路学園通1丁目 | 庶路学園屋体           | RC造    | 1,650.00 | 教育委員会管理課   | H30            |        |
| 15 | 西庶路学園通1丁目 | 庶路こども園           | RC造    | 1,109.24 | 福祉課        | H30            |        |

### ③町有・民間特定建築物の耐震化率

1号に該当する特定建築物は合計18棟（民間施設：3棟、町有施設：15棟）です。

このうち、耐震性を有する建築物は合計16棟（民間施設：1棟、町有施設：15棟）であることから、1号施設に該当する建築物の耐震化率の合計は88.9%（ $16/18=88.9\%$ ）となっています。

単位：棟

| 区分   | 棟数<br>(棟)<br>A | 昭和56年以前の建設 |           |               | 昭和57年<br>以降の建設<br>E | 耐震性有<br>F=C+E | 耐震化率<br>G=F/A | 備考 |
|------|----------------|------------|-----------|---------------|---------------------|---------------|---------------|----|
|      |                | B=C+D      | 耐震性有<br>C | 耐震性無・未確認<br>D |                     |               |               |    |
| 民間施設 | 3              | 2          | 0         | 2             | 1                   | 1             | 33.3%         |    |
| 町有施設 | 15             | 1          | 1         | 0             | 14                  | 15            | 100.0%        |    |
| 合計   | 18             | 3          | 1         | 2             | 15                  | 16            | 88.9%         |    |

資料：白糠町調べ

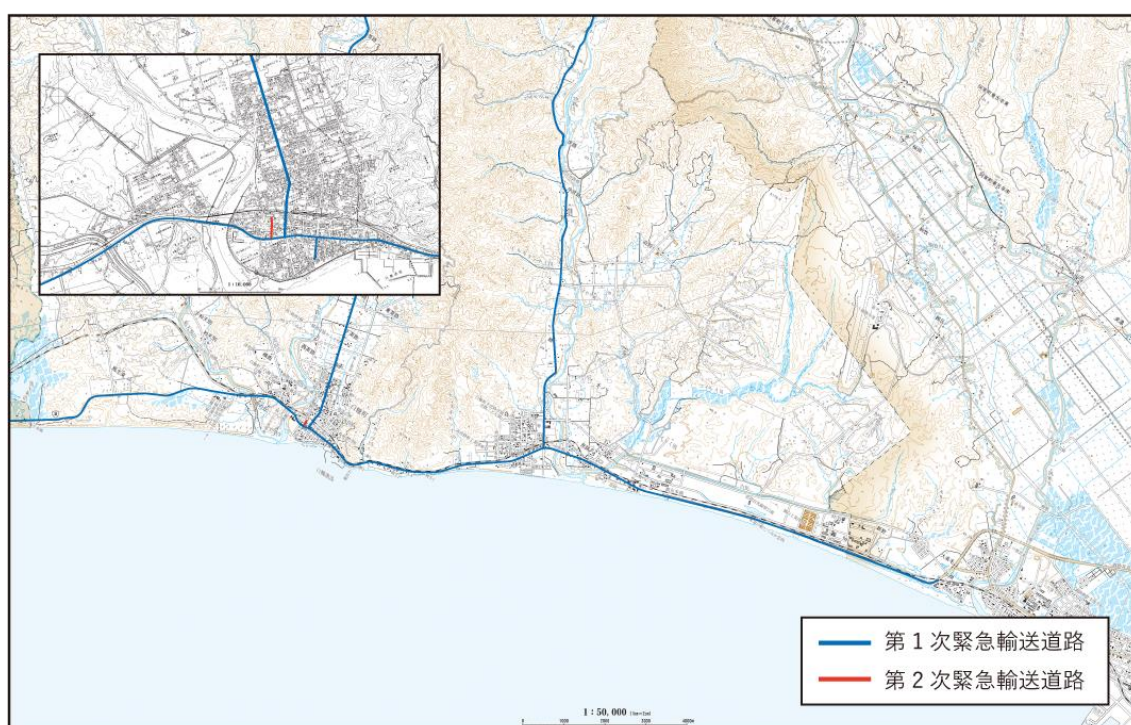
### （3）地震時に通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物

北海道では、耐震改修促進計画で建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条第3項第3号に規定する地震時に通行を確保すべき道路（以下「地震時に通行を確保すべき道路」という）として、国道38号、国道392号、道道242号線、国道38号から役場までの道路、国道38号から旧白糠消防署跡地までの道路が指定されています。

これらの地震時に通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物は、白糠町の中心市街地内の2棟が該当します。

このうち昭和57年以降に建設された建築物はなく、昭和56年以前に建設された建築物が2棟です。

地震時に通行を確保すべき道路



## (4) 避難施設

「白糠町地域防災計画」によると、指定避難所は次のようになっています。

これら指定避難所の耐震化率は、94.4%となっています。

表 避難施設の耐震化の状況

単位：戸

| 区分   | 戸数<br>(戸) | 昭和56年以前の建設 |           |                   | 昭和57年<br>以降の建設 | 耐震性有 | 耐震性無・<br>未確認 | 耐震化率      | 備考 |
|------|-----------|------------|-----------|-------------------|----------------|------|--------------|-----------|----|
|      |           | B = C + D  | 耐震性有<br>C | 耐震性無・<br>未確認<br>D |                |      |              | G = F / A |    |
| 避難施設 | 36        | 7          | 5         | 2                 | 29             | 34   | 94.4%        |           |    |

表 白糠町指定避難所

| No. | 施設名           | 住所           | 構造   | 所得日       | 対象とする異常な現象の種類 |                   |    |    |    |            |          |          | 耐震<br>判定等 | 新耐震<br>以前 |
|-----|---------------|--------------|------|-----------|---------------|-------------------|----|----|----|------------|----------|----------|-----------|-----------|
|     |               |              |      |           | 洪水            | 崖崩れ<br>土石流<br>地滑り | 高潮 | 地震 | 津波 | 大規模<br>な火事 | 内水<br>氾濫 | 火山<br>現象 |           |           |
| 1   | 馬主来集会所        | 和天別287番地4    | 木造   | S58.12.12 | ○             | ○                 | ○  | ○  | ○  |            | ○        | ○        |           |           |
| 2   | 町立底路学園        | 西底路学園通1丁目    | RC造  | H29       | ○             | ○                 | ○  | ○  | ○  | ○          | ○        | ○        |           |           |
| 3   | 町立白糠学園        | 西5条北2丁目      | RC造  | R4        | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 4   | 白糠高校          | 西4条北2丁目      |      | H16       | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 5   | 旧白糠小学校        | 西2条南3丁目      |      | S60       |               | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 6   | 白糠生活館         | 東1条南3丁目      | RC造  | S57.11.18 |               | ○                 | ○  |    |    |            |          | ○        |           |           |
| 7   | 白糠振興センター      | 東1条南2丁目      | SRC造 | S63.1.27  | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 8   | 社会福祉センター      | 東3条南1丁目      | RC造  | S45.3.31  | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        | 改修済       | ○         |
| 9   | 酪農研修センター      | 茶路基線20番地1    | RC造  | S53.11.22 | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        | 耐震有       | ○         |
| 10  | 和天別バイオニアセンター  | 和天別846番地1    | S造   | S62.12.28 | ○             | ○                 | ○  | ○  | ○  |            | ○        | ○        |           |           |
| 11  | 総合体育館         | 東2条北3丁目      | RC造  | S55.2.5   | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        | 改修済       | ○         |
| 12  | やまびこ会館        | 東1条北1丁目      | S造   | H2.1.30   | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 13  | 刺牛集会所         | 刺牛2丁目        | 木造   | H28       | ○             |                   | ○  |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 14  | 日の出集会所        | 東1条北7丁目      | 木造   | H7.2.23   | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 15  | 茶路小中学校        | マカヨ1番地1      | RC造  | H14.3.20  | ○             | ○                 | ○  | ○  | ○  |            | ○        | ○        |           |           |
| 16  | 縫別自然の家        | 茶路基線191番地2   | 木造   | S60       |               | ○                 | ○  | ○  | ○  |            |          | ○        |           |           |
| 17  | 上茶路集会所        | 上茶路68番地11    | 木造   | S59.12.8  | ○             | ○                 | ○  | ○  | ○  |            |          | ○        |           |           |
| 18  | 大秋集会所         | 和天別1165番地    | 木造   | H3.9.30   | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 19  | 西底路信和集会所      | 西底路西2条北1丁目   | 木造   | S57       | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 20  | 西底路コミュニティセンター | 西底路東1条北1丁目   | RC造  | S61.5.19  | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 21  | 西底路寿の家        | 西底路東1条北4丁目   | 木造   | R2        | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 22  | ふれあい児童館       | 西底路東2条北3丁目   | 木造   | H4        |               | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 23  | 底路町民センター      | 底路1丁目5番地18   | RC造  | S50.8.20  | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        | 改修済       | ○         |
| 24  | 宮下集会所         | 底路宮下2丁目5番地19 | 木造   | H1.2.28   | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 25  | 恋問集会所         | 恋問1丁目4番地11   | 木造   | H2.12.20  |               | ○                 |    |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 26  | 中底路集会所        | 底路基線72番地の4   | 木造   | S52.6.3   | ○             | ○                 | ○  |    | ○  |            | ○        | ○        |           | ○         |
| 27  | 上底路生活改善センター   | 底路基線184番地29  | 木造   | S53.9.2   | ○             | ○                 | ○  |    | ○  |            | ○        | ○        |           | ○         |
| 28  | 道の駅しらぬか恋問     | 恋問3丁目3番地1    |      | R7        | ○             |                   |    |    |    | ○          | ○        | ○        |           |           |
| 29  | 白糠町武道館        | 西5条北2丁目      | S造   | S52       | ○             | ○                 | ○  |    |    | ○          | ○        | ○        | 改修済       | ○         |
| 30  | 白糠消防庁舎        | 西1条北4丁目2番地1  | RC造  | R2.3.30   |               |                   |    |    | ○  |            |          |          |           |           |
| 31  | 鉄北集会所         | 東1条北3丁目2番地13 | 木造   | R2.3.27   | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 32  | 橋北中央集会所       | 西4条北1丁目4番地7  | 木造   | S57       | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 33  | 橋北集会所         | 西5条北1丁目2番地2  | 木造   | H6.3.23   | ○             | ○                 | ○  |    |    |            | ○        | ○        |           |           |
| 34  | 下和天別集会所       | 和天別232番地3    | 木造   | H7.10.20  | ○             | ○                 | ○  |    | ○  |            | ○        | ○        |           |           |
| 35  | 相互集会所         | 茶路基線59番地3    | 木造   | S61.12.12 | ○             | ○                 | ○  |    | ○  |            | ○        | ○        |           |           |
| 36  | 白糠町役場庁舎屋上     | 西1条南1丁目1番地1  | RC造  | S59.7.6   |               |                   |    |    | ○  |            |          |          |           |           |

## (5) 避難路沿道の一定規模以上のブロック塀

建築物に附属する塀についても、建築物本体と同様に耐震診断義務付けの対象とする、耐震改修促進法施行令等の改正が平成 31 年 1 月 1 日から施行されました。

白糠町においては、対象となるブロック塀はありません。

- 倒壊した場合において、避難路の過半を閉塞するおそれのある組積造の塀（補強コンクリートブロック造を含む）  
（前面道路中心線からの距離の 1/2.5 倍を超える高さのもの【地形、その他条件によりこの距離が不適當な場合、0.8m 超の範囲で地方公共団体が別途規定可能】）
- 過大な規制となることを避ける観点から、一定の長さを超える塀  
（小規模建築物の塀が対象外となるよう 25m【地形、その他条件によりこの長さが不適當な場合、8m 以上 25m 未満の範囲で地方公共団体が別途規定可能】を超える長さのもの）

資料：国土交通省 住宅局 建築指導課「耐震改修促進法施行令等の改正について（平成 31 年 1 月 16 日）」

## 4 耐震化の実施に関する目標

### (1) 耐震化の目標設定

「北海道耐震促進計画（令和 3 年 4 月）」においては、住宅・建築物の耐震化の目標については、次のように記載されています。

本計画では、道内の耐震化率の現況などを踏まえ、住宅の耐震化率については、令和 7 年度までに少なくとも 95% にすることを目標とするとともに、令和 12 年度までには耐震性の不十分な住宅を「おおむね解消」することを目指し、計画期間内においてもできる限りの取組を進めます。

また、多数利用建築物、耐震診断義務付け対象建築物については、令和 7 年度までに耐震性の不十分な建築物を「おおむね解消」することを目標とします。

昭和 56 年以前に建設された住宅における建物全体の耐震改修工事は費用が高額になるため、当該住宅に多く住んでいる高齢者世帯では負担が厳しいと考えます。

そこで、耐震改修工事のみならず、地震時に生命を守るための、建物の部分補強や防災ベッドの設置等の減災対策工事の実施も促進し、耐震改修工事及び減災対策工事により、白糠町民の生命を守ることを目的とします。

そのため、本計画では、上記道計画の内容を踏まえつつ、白糠町の状況を鑑み、目標は、耐震化・減災化の目標として以下のように設定します。

#### ＜令和 16 年度の耐震化・減災化の目標＞

■住宅：令和 12 年度から令和 16 年度までに、耐震化・減災化されていない住宅の「おおむね解消」を目指します。

■多数利用建築物：令和 16 年度までに耐震性の不十分な建築物の「解消」を目指します。

## (2) 取り組み方針

### ①白糠町が所有する施設

#### 1) 住宅

現在、白糠町が管理している住宅は合計 494 戸であり、現時点で耐震化率は 100% となっています。

#### 2) 住宅以外の施設

耐震改修促進法第 14 条 1 号施設に該当する町有施設の耐震化率は、現時点で 100%となっています。

また、地震時対応避難所施設においても、現時点で耐震化率は 100%となっています。

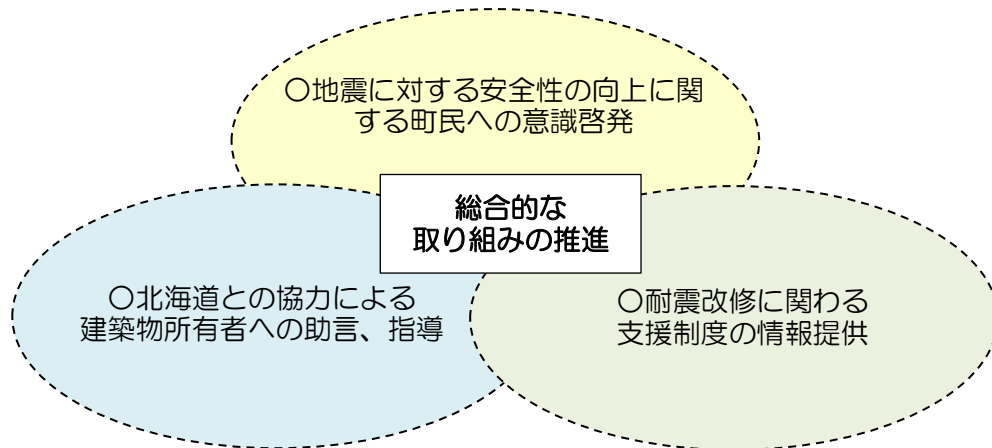
今後は、建物の揺れに対する耐震化のみならず、特に災害拠点となる役場庁舎の津波への対応について、取り組んでいきます。

## ②民間の施設

### 1) 総合的な視点における対策の必要

民間の建築物の耐震化を進めるため、以下に示す 3 点に基づいて総合的な対策を進めます。

- 地震に関する安全性の向上に関する町民への意識啓発
- 北海道との協力による建築物所有者への助言、指導
- 耐震改修に関わる支援制度の情報提供



### 2) 耐震化に向けた基本的な考え方

住宅・建築物の耐震化を進めるには、住宅や建築物の所有者が、地震に備えた防災対策を自らの資産や生命を守るための問題として自覚していただくことが何よりも重要です。

白糠町ではこうした観点から、国や北海道と連携しながら、住宅・建築物の所有者に対する意識啓発や耐震化に向けた取り組み等を支援していきます。

### 3) 民間住宅における耐震化について

令和 16 年度における民間住宅の耐震化・減災化されていない住宅の「おおむね解消」を実現するために、必要となる民間住宅の耐震化・減災化戸数を試算します。

下表が民間住宅の耐震化の現況です。

表 住宅の耐震化の現状（再掲）

単位:戸

| 区分   | 戸数<br>(戸)<br>A | 昭和56年以前の建設 |           |                   | 昭和57年<br>以降の建設<br>E | 耐震性有<br>F=C+E | 耐震化率<br>G=F/A | 備考 |
|------|----------------|------------|-----------|-------------------|---------------------|---------------|---------------|----|
|      |                | B=C+D      | 耐震性有<br>C | 耐震性無・<br>未確認<br>D |                     |               |               |    |
| 戸建住宅 | 3,699          | 1,921      | 922       | 999               | 1,778               | 2,700         | 73.0%         |    |
| 共同住宅 | 657            | 264        | 169       | 95                | 393                 | 562           | 85.5%         |    |
| 合計   | 4,356          | 2,185      | 1,091     | 1,094             | 2,171               | 3,262         | 74.9%         |    |

次に住宅・土地統計調査（平成 25 年、平成 30 年、令和 5 年）によると、昭和 55 年以前に建築された住宅の平成 25 年から令和 5 年の 10 年間の残存率は約 73.0%であることから、残りの 27.0%程度の住宅は滅失・建替が行われるものと想定します。

表 住宅の残存率

単位:戸

| 住宅の建築の時期  | 調査年次    |         |         | 残存率<br>H30/H25 | 備考 |
|-----------|---------|---------|---------|----------------|----|
|           | 平成25年度  | 平成30年度  | 令和5年度   |                |    |
| 昭和45年以前   | 170,100 | 125,000 | 100,500 | 59.1%          |    |
| 昭和45年～55年 | 424,700 | 362,500 | 333,700 | 78.6%          |    |
| 合計        | 594,800 | 487,500 | 434,200 | 73.0%          |    |

資料:住宅・土地統計調査

これにより、令和 16 年度時点の総住宅戸数において解消を達成するためには、次ページのように、民間住宅にて 799 戸程度の耐震化・減災化が必要と想定されます。

図 民間住宅の耐震化の目標

| 【民間住宅 現況】                      |  | 【民間住宅 R16 年度<br>おおむね解消】       |  |
|--------------------------------|--|-------------------------------|--|
| 合計 4,356 戸                     |  | 合計 4,161 戸                    |  |
| 耐震性有<br>3,262 戸<br>(74.9%)     |  | 耐震性有<br>3,362 戸<br>(80.7%)    |  |
|                                |  | 新築 100 戸                      |  |
|                                |  | 減失 295 戸                      |  |
| 耐震性無・未確認<br>1,094 戸<br>(25.1%) |  | 耐震化・減災化を実施<br>すべき戸数：<br>799 戸 |  |
|                                |  |                               |  |

固定資産税 R5-R1 建設の住宅戸数 97 戸→100 戸建設で想定。

H25→R5 の S55 以前住宅の減失率 27%と想定。  
 $1,094 \times 27\% = 295$  戸

「R16 年度までに耐震化を実施すべき戸数」

= (R7 年度時点で耐震性無・未確認な戸数) - (減失戸数) - (建替想定戸数)

= 1,094 戸 - 295 戸 = 799 戸

## 5 耐震化の促進を図るための施策

### (1) 情報発信・相談体制・意識啓発

#### ①既存制度の運用による耐震化

木造住宅の耐震化に向けて、北海道では「戸建て木造住宅の耐震診断」を行っています。この制度の積極的な活用に向けて、白糠町の広報紙への掲載等による制度の紹介など、関連情報の発信を行っていきます。

また、既存制度の活用を通して、住宅の耐震化・減災化の普及や促進に取り組んでいきます。

#### ②防災ハンドブック等の活用

白糠町では、様々な自然災害等に対応するため、「ハザードマップ」ほか、防災に関するパンフレットの発行など、情報提供等を進めています。

このような既存の取り組みを積極的に活用し、地震を含めた自然災害等への意識の啓発・喚起等を継続的に進めていきます。

#### ③総合的な情報発信など

北海道においては、「北方型の住まいLab」などのインターネット上のポータルサイト等の運営を行っており、耐震化を含めた住宅に関する総合的な情報発信・提供を行っています。

このような国や北海道における取り組みを踏まえ、白糠町においても、これらとの連携により、広報紙・パンフレットやインターネットのホームページ、また、SNSほか多面的な手法を活用して、耐震化に関する多様かつ総合的な情報発信や提供を進めていきます。

### (2) 相談体制・支援制度

#### ①相談機能の維持・充実・意識啓発

白糠町においては、建設課内に住宅に関する相談窓口を設置し、住宅の耐震化や減災化をはじめとした町民の様々な相談機能を担っています。

この窓口を効果的に活用し、一般的な住宅相談に関する事項とともに、住宅等の耐震改修や耐震診断に関する相談にも対応していき、地震に対する安全性の向上に関する意識啓発、住宅等の耐震化の促進を図っていきます。

#### ②支援制度の創設

所有者の負担軽減を図り、木造住宅の耐震化（地震に対する建物全体の補強工事）・減災化（部分補強や防災ベッドの設置等）の促進を図るため、耐震化工事及び減災化工事費用の一部を補助する、支援制度を実施します。

### (3) 総合的な施策の推進

#### ①安全な環境づくり

安全に暮らせる環境づくりに向けては、住宅・建築物の耐震化のみならず、ブロック塀の倒壊・ガラスの破損・家具の倒壊、天井崩落・エレベーター内での閉じ込め対策ほか、関連する多様な対策が必要となります。

また、まちなかにおいても、看板落下防止・自動販売機の転倒など、地震に伴う総合的な安全対策を進めていく必要があります。

地震に伴う津波や土砂災害の被害軽減に向けて、白糠町津波ハザードマップや白糠町土砂災害ハザードマップ等の活用も進めていきます。

#### ②空家等対策を通じた推進

本町では、空家等への対策を総合的かつ計画的に促進するため、「白糠町空家等対策計画」を策定しています。本計画に基づいて、住環境の保全及び町民が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めています。

とりわけ、空家等の解消と地域の活性化を図るため、「白糠町空き家バンク」と連携しながら、需要と供給のマッチングを支援していきます。

また、空家を解消するための除却費の一部支援や、適切に管理されていない「特定空家等」に対して、必要な措置等を講じます。

#### ③地域との連携

町内会などの地域組織は、災害対応等で重要な役割を担っています。このことを踏まえ、平時においても危険個所の把握や地域の見回りほか、地震を含めた災害に関する啓発活動の主体として活躍していただけるよう、連携の強化を図っていきます。

また、北海道ほか関連組織等とも連携しながら進めていきます。

#### ④所管行政庁との連携

北海道により定期的に実施されている「全道住宅建築物耐震改修促進会議」等を通して、関連する取り組みについての情報共有を図るとともに、所管行政庁との連携のもと、耐震化の促進に向けて必要となる取り組み・指導等を行っていきます。



## 参 考 資 料



■災害記録 白糠町において発生した主な災害（地震、平成元年度以降）

| 年 月 日        | 種 別 | 被 害 状 況                                                                                                                                                                                 |
|--------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成5. 1. 15   | 地震  | 釧路沖地震マグニチュード7.5 全壊2 半壊3 負傷者87人 住家・公共施設等で多数被害発生                                                                                                                                          |
| 平成5. 7. 12   | 地震  | 北海道南西沖地震マグニチュード7.8 津波警報発令 町被害なし                                                                                                                                                         |
| 平成6. 10. 4   | 地震  | 北海道東方沖地震 マグニチュード8.2 津波警報発令 負傷者10人 半壊6戸 公共施設等多数被害発生                                                                                                                                      |
| 平成15. 9. 26  | 地震  | 十勝沖地震マグニチュード8.0 重傷1名 軽傷5名 半壊4棟 一部破損42棟 営農施設被害19件 家畜被害2頭 路面陥没等33路線 農道路面陥没等3路線 44ヶ所 林道路面亀裂2ヶ所 公共施設破損等22件 墓石倒壊等447件 液状化現象数ヶ所                                                               |
| 平成16. 11. 29 | 地震  | 根室半島南西70km付近 釧路沖地震マグニチュード7.1 軽傷1名                                                                                                                                                       |
| 平成16. 12. 6  | 地震  | 根室半島80km付近 釧路沖地震マグニチュード6.9 被害なし                                                                                                                                                         |
| 平成17. 1. 18  | 地震  | 釧路沖地震 マグニチュード6.4 震度5強 被害なし                                                                                                                                                              |
| 平成18. 11. 15 | 地震  | 択捉島東北東390km 千島列島東方地震マグニチュード7.9 震度2 津波警報発令 被害なし                                                                                                                                          |
| 平成19. 1. 13  | 地震  | 北西太平洋沖 千島列島東方地震マグニチュード8.2 震度3津波警報発令被害 なし                                                                                                                                                |
| 平成20. 9. 11  | 地震  | 十勝沖襟裳岬東南東110km付近 十勝沖地震マグニチュード7 震度4 被害なし                                                                                                                                                 |
| 平成23. 3. 11  | 地震  | 東北地方太平洋沖地震マグニチュード9.0 地震4 津波警報発令 白糠漁協市場浸水                                                                                                                                                |
| 平成30. 9. 6   | 地震  | 6日03時07分発生。平成30年北海道胆振東部地震(震度7、マグニチュード6.7、深さ37キロ)白糠町は震度3 北海道電力苫東火力発電所運転停止を起因とする全道への給電停止により大規模停電発生(白糠町5700契約) 7日01時35分に白糠市街、庶路市街、茶路沢、庶路沢、同日23時55分に西庶路市街復旧 停電により40農場84.6トン生乳廃棄、商工業9店舗商品被害等 |

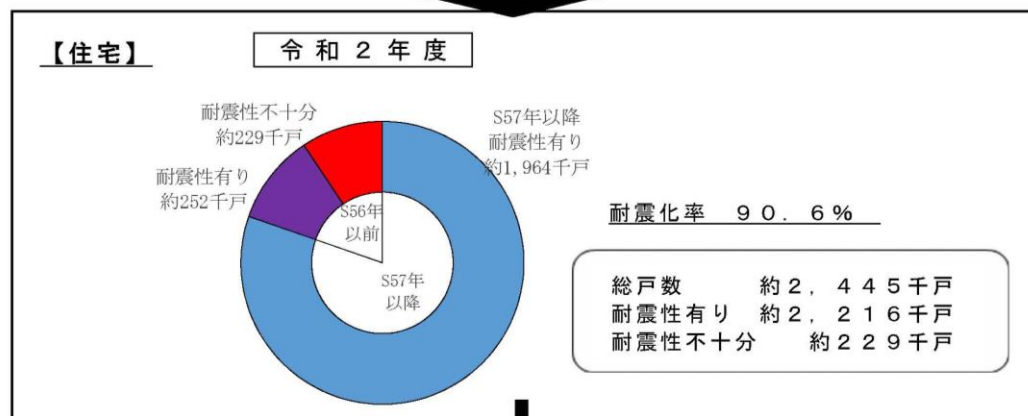
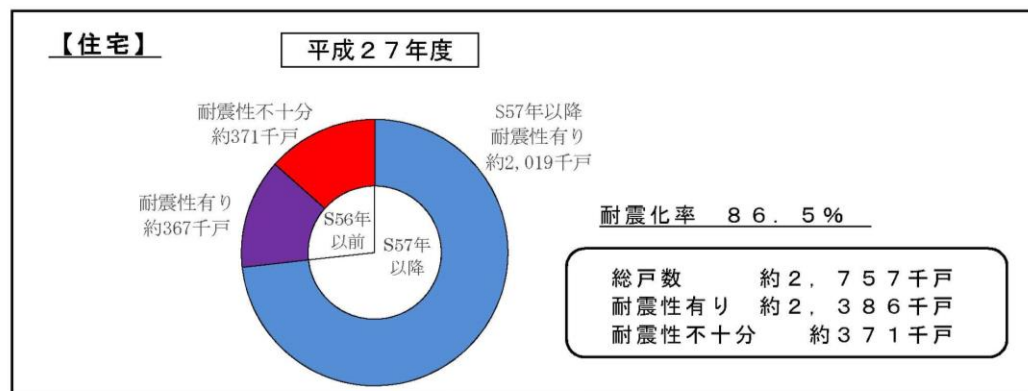
資料：白糠町地域防災計画（令和5年3月） 平成元年以降の地震を抜粋

## ■道内における耐震化の状況

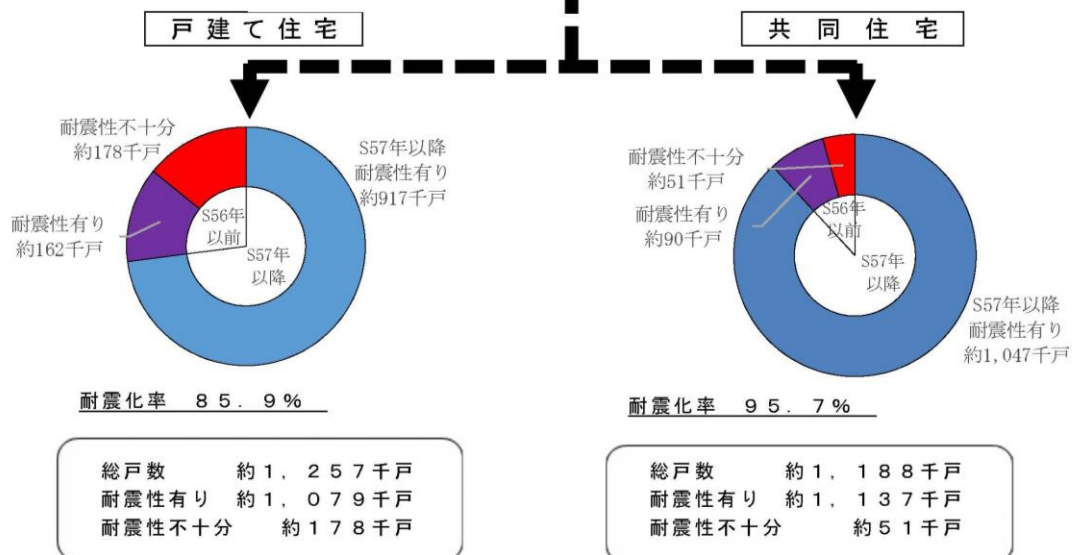
「北海道耐震改修促進計画（令和３年４月）」では、以下の通り道内の耐震化の現状について推計している。

平成 27 年度で、住宅が 86.5%、多数利用建築物が 93.0%であり、その後、令和 2 年度では、住宅が 90.6%、多数利用建築物が 93.7%となっている。

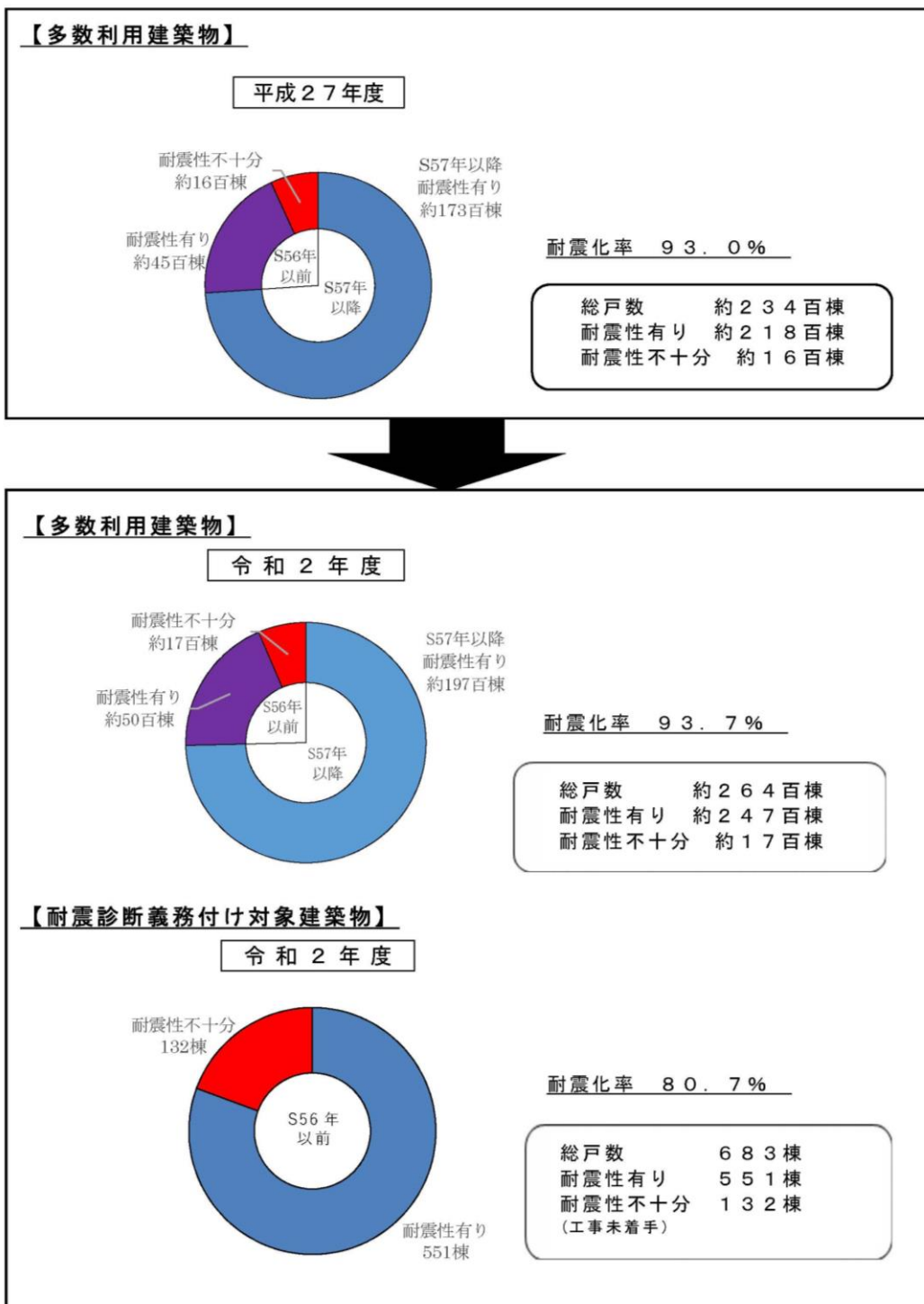
### <道内の耐震化の状況>



### 《令和 2 年度の内訳》



<道内の耐震化の状況>



資料：北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）

## ■耐震改修促進法第 14 条 3 号関連について

(地震時に通行を確保すべき道路)

【北海道耐震改修促進計画（令和 3 年 4 月）における記載事項】

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、第 1 次から第 3 次までの緊急輸送道路が位置付けられています。

道では、緊急輸送道路は、地震によって沿道の建築物が倒壊した場合において、緊急車両の通行や住民の避難を確保する必要があることから、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号に規定する道路に指定することとします。

## ■建築物の耐震改修の促進に関する法律

(平成七年十月二十七日) (法律第百二十三号)  
最終改正：平成三〇年 六月二七日同 第 六七号

### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

### 第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

- 第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
  - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
  - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
  - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
  - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
  - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避

難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

- 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

### 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限
- 三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

- 2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勧告して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勧告して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

第十四条 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

(一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等)

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

#### 第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第十七条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 建築物の位置
  - 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
  - 三 建築物の耐震改修の事業の内容
  - 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画五 その他国土交通省令で定める事項
- 3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。
- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
  - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
  - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同法第十五号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
    - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
    - ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第五号ロ及び第六号ロにおいて同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。
  - 四 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
    - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第二項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
    - ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。
      - (1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
      - (2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。
  - 五 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定

(イ及び第八項において「容積率関係規定」という。)に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることとがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第一項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建蔽率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第九項において「建蔽率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建蔽率関係規定に適合しないこととなることとがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第二項の規定は、適用しない。

8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第五号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。

9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第六号の建築物については、建蔽率関係規定は、適用しない。

10 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第十八条 計画の認定を受けた者(第二十八条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(計画認定建築物に係る報告の徴収)

第十九条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画(前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)に係る建築物(以下「計画認定建築物」という。)の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第二十条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第二十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

## 第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

(建築物の地震に対する安全性に係る認定)

第二十二条 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物(以下「基準適合認定建築物」という。)、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの(次項において「広告等」という。)に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)

第二十三条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第二項の基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

(基準適合認定建築物に係る報告、検査等)

第二十四条 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二十二条第二項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準

適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

第二十五条 耐震診断が行われた区分所有建築物（二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第二十五条第一項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第三十四条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第四十九条第一項の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

- 2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第十七条第一項に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項の規定の適用については、同項中「区分所有者及び議決権の各四分の三以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項ただし書の規定は、適用しない。

（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

第二十六条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第二十七条 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第七章 建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

第二十八条 第五条第三項第四号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

- 2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。
- 3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項に規定する認定事業者が第一項の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第二十八条第二項の規定」とする。

（機構の業務の特例）

第二十九条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号の住宅又は同項第四号の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

（公社の業務の特例）

第三十条 第五条第三項第五号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第二十一条に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号中「第二十一条に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第三十条第一項に規定する業務」とする。

（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）

第三十一条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

## 第八章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第三十二条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第三十四条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第三十三条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第三十四条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第三十五条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第三十六条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

- 第三十七条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

- 第三十八条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。
- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
  - 二 第三十四条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

- 第三十九条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

- 第四十条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

- 第四十一条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
  - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

- 第四十二条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。
- 一 第三十三条第二項又は第三十七条から第三十九条までの規定のいずれかに違反したとき。
  - 二 第三十六条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

- 三 第三十六条第三項又は第四十条の規定による命令に違反したとき。
  - 四 第三十二条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。
  - 五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。六 不正な手段により指定を受けたとき。
- 2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

## 第九章 罰則

第四十三条 第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 第十三条第一項、第十五条第四項又は第二十七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十九条、第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
  - 二 第二十二條第四項の規定に違反して、表示を付した者
  - 三 第二十四条第一項又は第四十一条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
  - 四 第三十九条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
  - 五 第三十九条第二項の規定に違反した者
  - 六 第四十一条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者
- 第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

(要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等)

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの(要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。)の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

- 2 第七条から第十三条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第十四条及び第十五条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。
- 3 第八条、第九条及び第十一条から第十三条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第八条第一項中「前条」とあり、並びに第九条及び第十三条第一項中「第七条」とあるのは「附則第三条第一項」と、第九条中「前条第三項」とあるのは「同条第三項において準用する前条第三項」と、第十三条第一項中「第八条第一項」とあるのは「附則第三条第三項において準用する第八条第一項」と読み替えるものとする。
- 4 前項において準用する第八条第一項の規定による命令に違反した者は、百万円以下の罰金に処する。
- 5 第三項において準用する第十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則 （平成八年三月三十一日法律第二一号） 抄  
（施行期日）

- 1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年三月三十一日法律第二六号） 抄  
（施行期日）

- 1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 住宅金融公庫の貸付金の利率及び償還期間に関しては、第一条の規定による改正後の住宅金融公庫法第二十一条第一項の表一の項及び四の項から六の項まで、第三条の規定による改正後の北海道防寒住宅建設等促進法第八条第二項の表一の項並びに第八条の二第二項の表二の項及び三の項並びに第四条の規定による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律第十条の規定は、住宅金融公庫が平成九年四月一日以後に資金の貸付けの申込みを受理したものから適用するものとし、住宅金融公庫が同日前に資金の貸付けの申込みを受理したものについては、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一一年一月二二日法律第一六〇号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。  
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 （平成一七年七月六日法律第八二号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一七年一月七日法律第一二〇号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律(次項において「旧法」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があつた認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があつた認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。附 則 (平成二三年八月三〇日法律第一〇五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第八十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二五年五月二九日法律第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(附則第四条において「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二六年六月四日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二七日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに次条並びに附則第三条、第九条及び第十五条（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二十四条の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際現に存する同条の規定による改正前の建築基準法（次項において「旧法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものは、第一条の規定による改正後の建築基準法（次項において「新法」という。）第四十二条第一項第三号に掲げる道に該当するものとみなす。

2 第一条の規定の施行の際現に存する旧法第四十二条第二項に規定する道に該当するものは、新法第四十二条第二項に規定する道に該当するものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の建築基準法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部改正)

第十条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項第四号中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同項第六号中「の建ぺい率」を「の建蔽率」に、「「建ぺい率関係規定」を「「建蔽率関係規定」に改め、同号イ中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改め、同条第七項中「、第六十一条又は第六十二条第一項」を削り、同条第九項中「建ぺい率関係規定」を「建蔽率関係規定」に改める。

## ■建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

(平成十八年一月二十五日) (国土交通省告示第百八十四号)  
最終改正 令和 三年一月二一日同 第一五三七号

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成七年法律第百二十三号)第四条第一項の規定に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針を次のように策定したので、同条第三項の規定により告示する。

建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針(平成十七年九月中央防災会議決定)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和三年五月中央防災会議決定)において、十年後に死者数をおおむね八割、建築物の全壊棟数をおおむね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成二十七年三月閣議決定)においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

### 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

#### 1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

## 2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、構造耐力上主要な部分に加え、非構造部材及び建築設備に係るより高い耐震性の確保に配慮しつつ、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第二十二条第三項の規定に基づく表示を積極的に活用すべきである。

## 3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

### イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第八条第一項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第九条(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成七年 建設省令第二十八号。以下「規則」という。)第二十二条(規則附則第三条において準用する場合を含む。)の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物(法第七条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第三条第一項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。以下同じ。)の所有者に対して、法第十二条第一項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づく指導及び助言を実施すべきである。また、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物(別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(以下「技術指針事項」という。)第一第一号又は第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に

対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。)については速やかに建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### ロ 指示対象建築物

法第十五条第二項に規定する特定既存耐震不適格建築物(以下「指示対象建築物」という。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第二項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第十条第三項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第一項の規定に基づく勧告や同条第二項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### ハ 指導・助言対象建築物

法第十四条に規定する特定既存耐震不適格建築物(指示対象建築物を除く。)については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第十五条第一項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第十六条第一項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第二項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

### 4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定、法第二十五条第二項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

### 5 有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第三十二条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター(以下「センター」という。)が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、地方公共団体に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空室の紹介等に努めることが望ましい。

## 6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震診断及び耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、耐震診断及び耐震改修に関する窓口を設置し、所有者等の個別の事情に応じた助言を行うよう努めるべきであるとともに、関係部局、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

## 7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習(規則第五条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。)の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

## 8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀等の倒壊防止、屋根瓦、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止、地震時のエレベーター内の閉じ込め防止、エスカレーターの脱落防止、給湯設備の転倒防止、配管等の設備の落下防止等の対策を所有者等に促すとともに、自らが所有する建築物についてはこれらの対策の実施に努めるべきである。さらに、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第三条第二項の適用を受けているものについては、改修の実施及びその促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告(平成二十七年十二月)を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

### 1 建築物の耐震化の現状

平成三十年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約五千三百六十万戸のうち、約七百万戸(約十三パーセント)が耐震性が不十分であり、耐震化率は約八十七パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成十五年の約千五百五十万戸から十五年間で約四百五十万戸減少し、そのうち耐震改修によるものは十五年間で約七十五万戸と推計されている。

また、耐震診断義務付け対象建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物について

は、令和三年四月一日時点で耐震診断結果が公表されている約一万千棟のうち、約千百棟（約十パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約九十パーセントである。なお、要安全確認計画記載建築物を含めた場合の耐震化率は、約七十三パーセントとなっている。

## 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（令和三年三月閣議決定）における目標を踏まえ、令和十二年までに耐震性が不十分な住宅を、令和七年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

## 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

## 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、関係部局と連携しつつ、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

## 五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

### 1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

#### イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第五条第一項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられ、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百二十三号。以下「改正令」という。）の施行に伴う改定を行っていない都道府県にあつては、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることとする。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第五条第三項第一号及び第二号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、都道府県に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第五条第三項第一号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第十号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第五条第四項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意すべきである。

法第五条第三項第二号又は第三号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第二号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げと

なるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年政令第四百二十九号)第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第五条第三項第二号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、規則第四条の二の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第四号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第二十八条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第五号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社(以下「機構等」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

## 二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

## ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第十二条第三項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

## 2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

### イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定すること

が必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられ、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定しているが、改正令の施行に伴う改定を行っていない市町村は、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

#### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

#### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めること

が考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

## 二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

## ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項（法附則第三条第三項において準用する場合を含む。）又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

## 3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第十七条第三項の計画の認定、法第二十二条第二項の認定及び法第二十五条第二項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第二十二条第二項の認定制度の周知に当たっては、本制度の活用は任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意すべきである。

（平二五国交告一〇五五・平二八国交告五二九・平三〇国交告一三八一・一部改正）

## 附 則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十号）の施行の日（平成十八年一月二十六日）から施行する。

平成七年建設省告示第二千八十九号は、廃止する。

この告示の施行前に平成七年建設省告示第二千八十九号第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第一ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第一の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則 （平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五五号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。

附 則 （平成二八年三月二五日国土交通省告示第五二九号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年一二月二一日国土交通省告示第一三八一号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成三十一年一月一日）から施行する。

附 則 （令和三年一二月二一日国土交通省告示第一五三七号）

この告示は、公布の日から施行する。